

平成18年1月1日

告示第100号

改正 平成18年9月8日告示第328号

平成19年3月27日告示第58号

平成21年4月1日告示第101号

平成23年3月31日告示第110号

平成23年3月31日告示第111号

平成24年3月30日告示第72号

平成26年6月19日告示第164号

平成27年5月8日告示第120号

平成27年12月22日告示第247号

平成28年4月11日告示第83号

平成30年4月27日告示第122号

#### (目的)

第1条 この告示は、低所得で生計が困難である者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「生活保護受給者」という。)について、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担軽減を行った場合、その軽減を実施した社会福祉法人に対し助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

#### (利用者負担軽減の対象となる費用)

第2条 この告示において利用者負担軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事

業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係る利用者負担額とする。

#### (利用者負担軽減の程度)

第3条 利用者負担軽減の程度は、利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とし、免除は行わないものとする。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市長が個別に決定し、確認証に記載するものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

#### (助成の範囲)

第4条 助成の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額(本市を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する一定割合(おおむね1パーセント)を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その2分の1を基本としてそれ以下の範囲で助成するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を助成対象とするものとする。

3 この助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

#### (軽減実施の申出)

第5条 この告示の規定による利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、市長に対して社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書(様式第1号)を提出しなければならない。

#### (軽減対象者)

第6条 軽減の対象者は、市民税世帯非課税であって、次の各号のすべてを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な

者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

(1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者については、軽減制度の対象者とししないものとする。ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

3 生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(軽減対象者の申請及び認定)

第7条 この告示の規定による利用者負担の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号。以下「確認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 第1項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

3 市長は、前項の規定により申請した者が第6条に規定する軽減対象者であると認めるときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第4号又は様式第4号の2。以下「確認証」という。)を交付しなければならない。

(確認証の有効期限)

第8条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月末日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が4月から7月までの間である場合は、当該年度の7月末日までとする。

(確認証の提示)

第9条 確認証の交付を受けた者は、軽減対象となるサービスを受けるときは、当該対

象サービスを提供する社会福祉法人等に対して事前に確認証を提示しなければならない。

(確認証の更新)

第10条 軽減対象者は、有効期限の満了後においても確認証の交付が必要な場合、確認証の更新を行うことができる。

2 確認証の更新の申請は、7月15日までに行わなければならない。

3 前項の申請には、確認申請書を市長に提出しなければならない。

4 第8条(ただし書を除く。)の規定は、確認証の更新に係る有効期限について準用する。この場合において、「申請のあった日」とあるのは、「更新の申請のあった日」と読み替えるものとする。

(確認証の再交付)

第11条 確認証の交付を受けた者は、交付された認定証を紛失又は破損した場合、確認証の再交付を市長に申請することができる。

2 前項の申請には、確認申請書を市長に提出しなければならない。

3 破損した場合の申請には、前項の申請書に、破損した確認証を添えなければならない。

4 第1項の申請により確認証の再交付を受けた者が、紛失した確認証を発見したときは、直ちに発見した確認証を市に返還しなければならない。

(記載事項の変更)

第12条 確認証の交付を受けた者は、被保険者の記載事項等に変更が生じた場合は、その変更に関する事項その他市長が必要と認める事項について、速やかに市長に届けなければならない。

(認定証の返還)

第13条 確認証の交付を受けた者が、対象者でなくなった場合は、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

(助成金の交付申請)

第14条 助成金の交付を受けようとする法人は、助成金交付申請書(様式第5号)に利用者負担軽減実績報告書(様式第6号)その他市長が必要と認める書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該年度の4月1日から9月30日までの実績に対応するもの及び10月1日から3月31日までの実績に対応するものの2回に分けて行うものとする。

(交付の決定等)

第15条 市長は前条の規定による申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、交付額及び交付の条件を決定し、その旨を前条の規定による申請を行った法人に助成金交付決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、助成金を交付する。

(報告、検査及び指示)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた法人(以下「交付法人」という。)に対し、助成金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し又は指示することができる。

(交付法人の義務)

第17条 交付法人は、その所在地、名称、組織、代表者の氏名その他の申請書の記載事項に変更が生じたとき、及び次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに文書によりその旨を市長に届けなければならない。

- (1) 利用者負担軽減対象者に対する利用者負担の軽減をとりやめたとき。
- (2) その事業の内容に異動が生じたとき、又は解散その他これに類する事実が生じたとき。
- (3) その資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はその恐れが生じたとき。
- (4) 資金の交付に係る事業の管理又は運営に関する規定等について著しい変更を生じさせたとき。

2 交付法人は、前条の規定による報告及び検査を拒んではならない。

3 交付法人は、前条に規定による指示に従わなければならない。

4 交付法人は、市長が事業報告書その他の書類の提出を求めたときは、遅滞なく提出しなければならない。

5 第1項第1号に規定する事由に係る届け出は、利用者負担(軽減)廃止届出書(様式第8号)により行うものとする。

(不正利得の返還)

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により、この告示による利用者負担軽減の対象となった者又は利用者負担軽減の実施に対する助成の対象となった社会福祉法人等に対し、その軽減又は助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第19条 この告示による利用者負担軽減を受ける権利又は利用者負担軽減の実施に対する権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(他の制度との適用関係)

第20条 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、当該支援措置事業の適用を行い、その後必要に応じて本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用を行い、軽減制度適用後の利用者負担額を基準にそれぞれ支給を行うものとする。

3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の園部町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成17年園部町告示第72号)、八木町社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業実施要綱(平成13年八木町告示第51号)、日吉町社

会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱(平成17年日吉町告示第62号)又は美山町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱(平成17年美山町要綱第5号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(生活扶助基準の改正に伴う軽減対象者の特例)

- 平成25年8月1日、平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者で、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第6条に該当するものについては、第3条の規定にかかわらず、利用者負担軽減の程度を居住費以外に係る利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は、2分の1)を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とする。

附 則(平成18年9月8日告示第328号)

(施行期日)

第1条 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(税制改正に伴う特例措置)

第2条 平成17年度税制改正(高齢者の非課税限度額の廃止)の影響により、利用者負担段階が1段階上昇する者(利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者)について、経過措置として本事業に基づく軽減の対象とすることとする。

- 前項に規定する特例措置については、第2条中「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、第3条中「4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)」とあるのは、「8分の1」と、第6条中「市民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第23条第3項に規定する特定被保険者(同条第1項及び第2項に該当する者を除く。)」と、第6条第1号中「150万円」とあるのは、「190万円」と読み替えて適用するものとする。

- 前2項の規定は平成18年7月1日から平成20年6月30日まで適用する。

附 則(平成19年3月27日告示第58号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第101号)

改正 平成23年3月31日告示第111号

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第110号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第111号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第72号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日告示第164号)

(施行期日)

- この告示は、平成26年7月1日から施行する。

(確認証の有効期限の特例)

- 平成25年7月1日からこの告示の施行の日までの間において、第10条の規定により確認証の更新の手続をした者に係る当該確認証の有効期限については、平成27年7月31日までとする。
- この告示の施行の日から平成26年7月31日までの間において、第7条第3項の規定により新たに確認証の交付を受けた者に係る当該確認証の有効期限については、この告示による改正後の第8条ただし書の規定にかかわらず、平成27年7月31日までとする。

附 則(平成27年5月8日告示第120号)

この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月22日告示第247号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日告示第83号)

この告示は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年4月27日告示第122号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)			
年 月 日			
南丹市長 様		所在地	
		申請者 名称 ㊦	
社会福祉法人による利用者負担の軽減を次のとおり実施するので、申し上げます。			
申請者	フリガナ 名 称		
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー )	
	連絡先	電話番号	F A X 番 号
	代表者の職・氏名	職 名	氏 名
	代表者の住所	(郵便番号 ー )	
軽減 実施 事業 所 の 状 況	事業所の名称	所 在 地	実施事業の種類

様式第2号(第7条、第10条、第11条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)				
フリガナ		確認番号		
被保険者氏名		被保険者番号		
個人番号				
生年月日	年 月 日	性別	男・女	
住 所	郵便番号	電話番号		
利用者負担額 軽減申請理由				
	氏 名	生年月日	性別	生計中心者に○印
世帯構成	世帯主			
	世帯員			
<p>南丹市長 様</p> <p>上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>				
市記入欄				
交付年月日	備 考			
年 月 日				
適用年月日				
年 月 日				
有効期限				
年 月 日				

様式第3号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

南丹市長



社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書  
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号							
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日		決定事項		
1	承認する	適用年月日		
		有効期限		
		確認番号		
2	承認しない	理由		

問い合わせ先  
南丹市 課 南丹市  
電話 — —

様式第4号(第7条関係)

(表)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)			
交付年月日			
確認番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	性別	
介護保険被保険者番号			
適用年月日			から
有効期限			まで
軽減割合		/100	
発行機関名及び印			

(裏)

注意事項  一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者へ提出してください。 二 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)です。 三 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。 四 前記のサービスに係る利用者負担額並びにこれらのサービスを受けた場合の食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)が、前面に記載されている軽減割合により軽減されます。 五 介護保険の被保険者の資格がなくなったり、軽減制度の要件に該当しなくなったり、又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を南丹市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、南丹市にその旨を届け出てください。 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
--

様式第4号の2(第7条関係)

(表)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)			
交付年月日			
確認番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	性別	
介護保険被保険者番号			
適用年月日	から		
有効期限	まで		
減額割合	(居住費・滞在費のみ) 100/100		
発行機関及び印			

(裏)

注 意 事 項
一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
二 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護です。
三 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
四 前記のサービスの居住費(滞在費)が、前面に記載されている減額割合により減額されません。
五 生活保護受給者・支援給付受給者でなくなったとき又は今後、前述のサービスを利用する見込みがないときは、遅滞なく、この証を南丹市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、南丹市にその旨を届け出てください。
七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

様式第5号(第14条関係)

助成金交付申請書  
(社会福祉法人による利用者負担の軽減事業)

年 月 日

南丹市長 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名

南丹市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱第14条第1項の規定により次のとおり助成金の交付を申請します。

交付申請額	金 円
備 考	

- 注1 この申請書には、利用者負担軽減実績報告書(様式第6号)を添付してください。  
 2 上記以外にも市長が指示するときは、その書類を添付してください。  
 3 備考欄には、添付した書類の名称を記載してください。また、この交付申請に関して特記すべき事項についても記入してください。

様式第6号(第14条関係)

利用者負担軽減実績報告書  
(社会福祉法人による利用者負担の軽減事業)

(あて先) 南丹市長	申請年月日	年 月 日
主たる事務所の所在地	法人の名称及び代表者名	
	㊦	

社会福祉法人による利用者負担軽減の 月分の実施結果を南丹市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱第14条第1項の規定により次のとおり報告します。

対象者氏名	サービスの種類	本来受領すべき金額	軽減金額	備 考
合 計				

様式第7号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

法人の名称  
代表者名 様

南丹市長

助成金交付決定通知書  
(社会福祉法人による利用者負担の軽減事業)

年 月 日付けで申請のあった利用者負担軽減助成金については、審査の結果、下記のとおり交付します。

記

交付決定額 金 円

様式第8号(第17条関係)

利用者負担(軽減)廃止届出書  
(社会福祉法人による利用者負担の軽減事業)

年 月 日

南丹市長 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名

利用者負担の軽減を次のとおり廃止するので、南丹市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱第17条第1項第1号の規定により届け出ます。

廃止する月	
廃止の理由	
備考	

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条、第10条、第11条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第4号の2(第7条関係)

様式第5号(第14条関係)

様式第6号(第14条関係)

様式第7号(第15条関係)

様式第8号(第17条関係)